

いざという時のために知っておきたい「生活保護」

老後の暮らしを守る最後の砦

「週刊現代」2016年9月17日号より

家があっても受給できる

「まさかねえ、この歳になって、自分が生活保護を受けるようになるなんて、60歳の頃には思いもしませんでしたよ」

こう話すのは、東京・練馬区で親の代から八百屋を営んできた、高森吉彦さん(71歳・仮名)。現在は廃業しているが、元店舗兼住宅の敷地8坪、築45年の自宅に暮らしている。自動車は持っていないが、食卓の横には小ぶりの液晶テレビもあり、整理整頓された室内は明るく清潔だ。

生活保護を受け取っている人は、資産など一切なく、極貧の状態にあるはず。そんな一方的なイメージを持っていると、高森さんが生活保護を受け取っているようには見えなまいだろう。だが、懐事情は非常に厳しかったと高森さんは話す。

「駅前にスーパーができてから、開店休業状態。4年前に店を畳む直前なんかは、毎日赤字が積み重なる状態でした。そんなときに女房が乳がんになって……」

一昨年、女房を看取りましたけれども、気がついたら銀行には30万円くらいしかなかった。年金は国民年金だけです。未払いの時期もあって、もらえるのは月4万円程度。電気、ガス、水道払って、おまんま食べたら足が出る。そんな状態でした……」

子供のいなかった高森さん夫婦。親類縁者に面倒を見てくれる人もいない。長年の知人である商店会の元会長が見かねて、渋る高森さんを福祉事務所の生活保護の相談窓口に連れていった。

現在、高森さんは約4万円の国民年金に加え、生活保護として月3万5000円を給付されている。年金額の9割近くを補助されている計算だ。

そもそも「生活保護」とは、厚生労働省が地域ごとに細かく指定している「その場所で暮らすための最低限の生活費」に収入が届かない人に対して、収入との差額を補助する制度。

年金収入があっても、この「最低生活費」に満たなければ受給することができ、無年金などで収入がゼロの場合には、最低生活費の額を全額受給できる。

さらに生活保護を受給していると、上下水道の基本料金はタダ、住民税、固定資産税、NHKの聴取料も免除される。国民健康保険に加入できなくなるため、保険証がなくなるが、代わりに福祉事務所で発行される医療券を提示すると、医療費の自己負担もゼロだ。

自治体によって他にも減免される料金があり、都民ならば、都電・都営地下鉄・都営バスの共通無料パスももらえるため、「こんなにしてもらっていいのかと驚いた」(高森さん)。長年、掛け金を払ってきた年金に匹敵する金額を受け取ることができ、さまざまな減免措置まで受けられる生活保護。

だが「生活保護」と聞くと、「戦後でもあるまいし、働ける人間が働きもしないで公金をむさぼっている」などと、ネガティブな印象を持っている人も少なくないだろう。

実際には、生活保護の受給世帯約163万5000世帯のうち、半数を超える50・8%は65歳

以上の人を中心とする高齢者世帯。うち9割は単身世帯となっている(厚生労働省統計・'16年3月現在)。

「働けるのにサボっている」のではなく、これまで長年、働いてきたが、20年、30年と長い老後を生き抜かなければならない人々が頼りにする制度と言っているだろう。

では、いざというときこの最後の砦を使うには、どうしたらいいのか。

あなたのイメージは正しい? こんなとき、「生活保護」は受け取れる?

状況	可否	概要
持ち家に住んでいるが年金が少なく苦しい	△	不動産など資産があると受け取れないと思われるが、①実際に居住しており、②処分価値が利用価値に対して大きくない(売却しても賃貸暮らしですぐに底をつくような安値になる)場合は自宅の保有が認められる
夫が倒れ、施設の空きを待つ間、介護が必要でパートが不可能	×	妻が65歳以下で健康な場合には、基本的に自ら働くことが求められる。事情を問わず、働ける人がただ「手が回らない」と主張することは認められず、「介護保険を使ってヘルパーさんを頼んでください」などと指導される
手元にヘソクリ100万円があるが、預貯金はゼロ	○	福祉事務所は申請者の「同意書」によって銀行や証券会社に預貯金や株式保有の有無を問い合わせるが、タンス預金は把握されない。ただし申請直前に多額の現金を引き出していると「あのカネは?」と問いただされる
独立した子供がいるが義絶状態	×	「あの人は関わりたくない」などという心理的な問題は減多に考慮されない。以前は子供の側が「借金があるので無理」などと回答すれば生活保護が受給できたが、現在は「では、いくら借金がありますか」と詳細を問われる
身体は元気だが70歳にもなって働きたくない	○	65歳以上の高齢者になると、求人も少ないと判断され、障害など特段の理由がなくとも、「あなた元気なんだから働いてください」と労働を強制されることはなくなる。そのため、年金額が少なければ生活保護が受給できる

タンス預金までは調べない

生活保護に詳しい社労士の林智之氏は、大きく4つの条件があると話す。

「地域の福祉事務所や市町村の福祉課などを訪れたときに、まず問われるのが、次の4つです。『援助してくれる身内がないか』、『資産を持っていないか』、『働けないか』、『月の収入が最低生活費を下回っているか』。

第一の『身内』とは、法律で扶養義務のある、3親等以内の親族です。

同居している親族に収入がある場合は、同じ家計として扱われるので、まず申請は通りません。

別居していて、その人を扶養したくない、没交渉だというような親族の場合、かつては『借金があるので扶養できません』と言えば、あまり調べられることもなく、申請が通っていました。しかし、例の芸能人の家族が生活保護を受給していた問題で、平成26年の法改正以降は『具体的にどんな借金があるのか』と問われるようになりましたね

続いて、2番目の『資産がないか』を見てみよう。前出の林氏は言う。

「資産とは、預貯金や株、有価証券、金や宝石、不動産、自動車などです。東京近郊では無理でしょうが、車がないと生活できないような地域では、自動車の所有が認められることもあります。

不動産に関しては、自宅に住宅ローンが残っているとアウトです。生活保護費を借金の返済に充てることはできないと決まっているため、売却して清算してください、となります」

ローンがなく、自ら居住している不動産がある場合には、福祉事務所の担当者との相談になる。

売却して賃貸に移り、家賃を払うとしても、心もとない売り値にしかならないと判断されれば、持ち家に住み続けることが許される。前出の高森さんもこのパターンだ。

「ただ財産を調べると言っても現金については、自宅に踏み込んでヘソクリがないかまで調べたりはしません。悪質な受給者の中には預金を引き出してタンス預金にし、数年寝かせて、財産がないと主張する例もある」(都内の福祉事務所職員)

3番目の『働けないか』については、20代、30代ならいざ知らず、65歳を超えた人については問われないのが普通だ。

そして最後が、『最低生活費以下の収入しかないか』。この最低生活費とは、どのような金額なのか。前出の林氏が続ける。

「最低生活費は、厚生労働省が定めているもので、地域ごとに細かく決められています。東京など大都市と地方では、生活費に差がありますから、それを反映しているのです。たとえば、夫婦とも60代で、東京23区在住の場合を見ても。すると、1人あたりの生活費が3万8990円。2人世帯では、その88・5%が支給されます。さらに世帯当たりの加算が5万180円。合計11万9190円です。

賃貸暮らしの場合は、さらに住宅扶助が加わります。2人世帯では6万4000円になりますから、計18万3190円。この金額より月の収入が少なければ、生活保護を受け取ることができます」

月単位でも申請できる

もし、この夫婦が2人とも国民年金を満額、月6万5000円受け取っていたとしよう。世帯の収入は月13万円だ。すると、差額の5万3190円を生活保護費として受け取ることができる。

夫婦とも国民年金を満額もらってもなお、生活保護を受け取ることができる計算だ。

「それでも、誰でも受給しているわけではないのは、自宅を売却しろと言われても先祖代々の家でなかなかできないなど、条件をクリアするのが難しい事情があるからでしょう」(林氏)

知っているようで、意外と知らない生活保護の仕組み。若い頃には想像もできなかった長寿を謳歌できる現在だが、一方で70歳以降は家計が火の車という方も多はず。使えるものは遠慮せず、上手に使って人生を乗り切るしかない。

『プチ生活保護のススメ』などの著書がある河西保夫氏は、こう話す。

「これも意外と知られていませんが、本来、生活保護の申請と受給は月単位でできます。たとえば、タクシーの運転手として働いていて、普段は27万円ある収入が、ある月だけ10万円で最低生活費を下回ったとなれば、差額分の生活保護費をもらうことができる。

仕事を持っている人でも、国が目安を定めた最低生活費を下回る収入がなければ、セーフティーネットの恩恵にあずかれるのです」

年金をもらっていても、収入があっても、条件さえ満たせば月単位で受け取れる生活保護。家計が厳しい日々が続くようなら、「これで我が家も極貧に転落か」と思い込んであき

らめるのではなく、まずは福祉事務所の窓口で相談してみよう。

役所が教えてくれない「年金のホント」～何歳から受給するのがお得？

人生 100 年時代、大損しないために

「週刊現代」2016年9月17日号より

65歳でもらうより、額が1・4倍に。長生きする自信のある人たちはいま、70になってからもらうのがトレンド

「老後はゆったり年金暮らしで」……。かつてはそんな言葉も聞かれたが、いまや夢のまた夢だ。長寿時代に20年、30年と続く老後の支え、年金。深く考えず受け取り始めると、大損してしまう!?

待てば待つほど額は増える

男女ともに、平均寿命が80歳を突破した長寿大国・日本。いまや85歳、90歳まで生きることがまったく珍しくなくなっている。

本来はよろこばしいはずの長寿。だが「まさか自分がこんなに長生きするとは思わなかった」と戸惑いに似た思いを口にする人もいる。なぜか。

長年働いて、ようやく手に入れたマイホームのせいで、固定資産税はいつまでも取られ続ける。病気をすると薬が増えて、医療費がかさむ。ぜいたくなど何もしていないのに、蓄えはどんどん減っていく。しかも年金は思ったほど生活を支えてはくれない。

「とりわけ自営業だった方や専業主婦の方などは、老後の収入が国民年金だけになり、月あたり6万5000円の満額をもらっても、とてもそれだけで生活できるものではないでしょう」(年金事情に詳しいFPの長尾義弘氏)

60代で定年を迎えてからは、現役時代にコツコツと積み上げてきた貯蓄と年金でのんびり暮らそう。そんな余生のイメージは、もはや崩れた。85歳、90歳まで生きるとすれば、65歳から考えても、まだ20年、25年の生活費が必要になる。

20年と言えば、オギャアと生まれた赤ん坊が立派な成人になる期間だ。それほどの長期にわたって、足腰が弱り、病気にもなりがちな老骨に鞭打ちながら、収入と支出のバランスに注意を払って生き抜かなければならない。それが、65歳以上の日本国民が今後、直面していく現実なのだ。

何とかして、リタイア世代になったあとの収入を確保し、生活を楽にすることはできないか。

一つの対策としては、賃金が現役時代より下がるとは言え、60歳以降も働き続けるという方法があるだろう。'17年1月からは、従来、雇用保険に加入できなかった65歳以上の人も加入が可能となり、職業訓練や失業手当など各種の支援も受けられるようになる。だが、いまもう一つの方法として、「少し頑張れば誰でもできる、年金増額法」がにわかに注目を集め、年金の専門家の間でのトレンドとなっているという。

それが、本来は65歳からもらえる年金を、70歳から受給する「繰り下げ受給」という方法だ。いったい、どのような制度なのか。社会保険労務士(社労士)でCFP(認定ファイナンシャルプランナー)でもある和田雅彦氏は、こう解説する。

「現在では、経過的な措置として60歳から厚生年金を受け取っている人はいますが、基本的に老齢基礎年金(国民年金)や老齢厚生年金が受け取れるのは、65歳になってからです。

年金の繰り下げ受給とは、この年金の支給開始を遅らせる制度です。

年金は受給資格を得たあと、年金を受け取る人自身が請求をしないと支給が開始されませんから、繰り下げ受給をしたい場合は、手続きをせず、受け取り時まで請求をしなければいいのです」

本来、65歳からもらえるものを、あえて遅らせることに、どんなメリットがあるのだろうか。

実は、国民年金、厚生年金のいずれも、支給開始を1ヵ月遅らせるごとに、支給額が0.7%増額される。

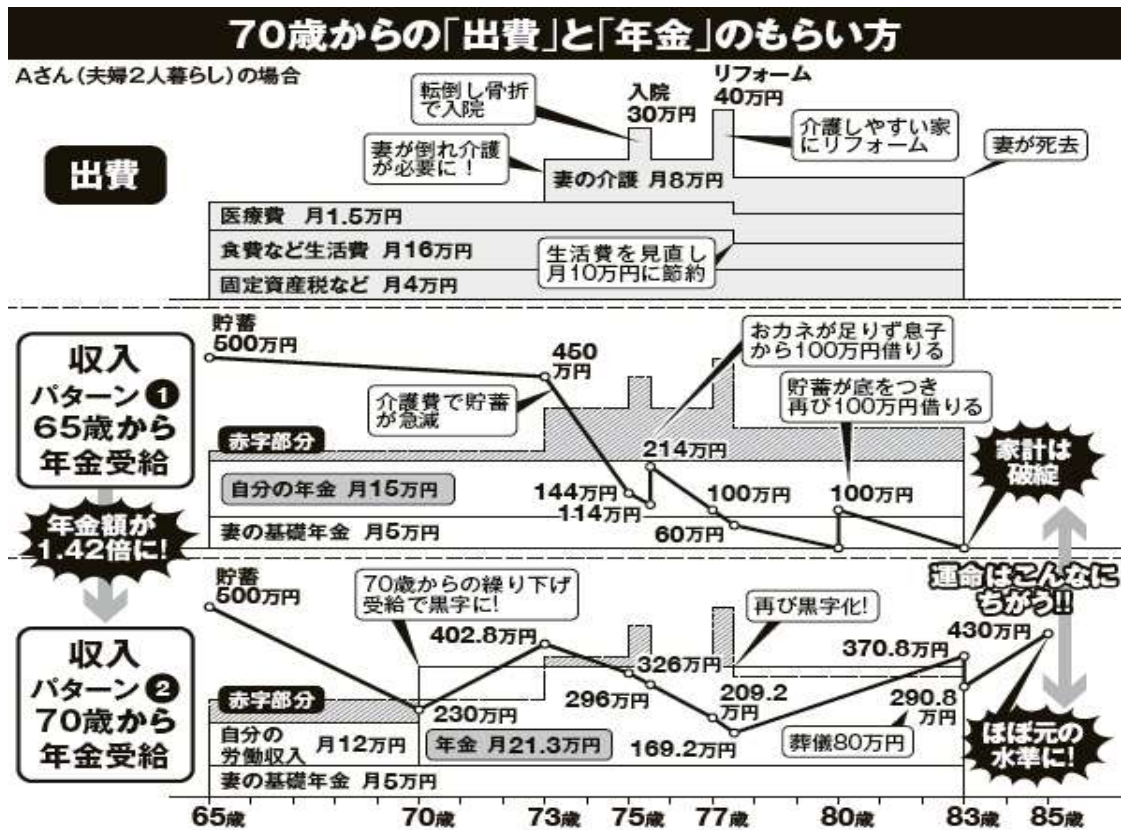
たとえば、1年間(12ヵ月)の繰り下げを行って、66歳から年金を受け取った場合、受け取る金額は、 $0.7 \times 12 = 8.4\%$ 増となり、一生増額された年金を受け取ることができるのだ。前出の和田氏は、こう話す。

「繰り下げは制度上、66歳以降何歳まででも行うことができますが、増額は最大で5年分まで。70歳まで繰り下げた場合の5年=60ヵ月分、42%増で頭打ちとなります」
以後の増額はないため、70歳以降も繰り下げを行っても年金が受け取れず、損をするだけだ。

ちなみに、現在経過的な措置として導入されている、60代前半の人に支給される老齢厚生年金の特別支給分(報酬比例部分)については、繰り下げ受給はできない。
ただ、すでに特別支給分を受け取り始めてしまった人でも、65歳であらためて本来の国民年金・厚生年金の受給の請求を行う必要がある。

「この請求を先延ばしにしておけば、繰り下げ受給を行うことができるので、年金の特別支給分をもらい始めてしまったからといって慌てる必要はありません」(和田氏)

最大で42%も増額されるという年金。気力と体力に自信があれば、65歳からの5年間は働いて年金を当てにせず生活し、70歳から増額された年金を受け取ろう。そう考える人が、いま急増しているというのだ。



あとから大きく得をする

では実際、受け取れる年金額が42%増になると、どのような効果があるのだろうか。

専門家の話をもとに、それをシミュレーションしたのが、上の図だ。想定したのは、夫婦2人暮らしで、夫が65歳時点での預貯金が500万円だった、元サラリーマン家庭の場合。始めは、ごく標準的な65歳以上の2人世帯の支出(月約20万円)で問題なく暮らしていたが、夫が73歳のとき妻が倒れて要介護状態になり、介護保険その他を活用しても、月8万円の介護費がかかるようになった。

さらに75歳のとき、夫が転倒して骨折。入院で思わぬ費用30万円がかかっている。

ここで足を悪くした夫は77歳になって、少しでも妻の介護をしやすくし、自分も階段の上り下りなどを楽にしたいと自宅のリフォームを決意。介護保険や自治体によるバリアフリー・リフォームへの補助金なども活用したが、やはり40万円のまとまった出費が発生してしまう。

10年の介護期間を経て、夫が83歳のとき妻が他界。妻の老齢基礎年金分の収入が失われる。

このような、どこの家庭でも起こるような出来事を想定した上で、65歳から普通に年金を受け取った場合(パターン(1))と、70歳まで繰り下げて受給した場合(パターン(2))の家計がたどる運命を見比べてみてほしい。

65歳から年金を受け取ったパターン(1)では、夫は厚生年金を含め月15万円、妻は国民年金で月5万円の、ごく平均的な金額を受け取ってはいるものの、生活は若干の赤字で、貯蓄はジワジワと減っていく。

さらに妻の介護が必要になると、家計の収支の赤字幅は一気に拡大。貯蓄は急減していき、夫が思いがけず入院したあとは、114万円まで減ってしまう。

シミュレーションでは、ここで忸怩たる思いを抱えながらも、子供から100万円の生活費の援助を受けたと想定。何とか破綻はまぬかれたが、リフォームをしたいと考えた77歳の時点で再び預貯金は100万円に減少。慌てて生活費を切り詰め、節約し始めるも80歳前後で貯蓄はゼロに。

再び子供から100万円を補助されたと考えても、夫83歳で妻が死去する頃には、生活は破綻。葬儀費用も出せなくなっている。

一方、70歳まで受け取りを延ばしたパターン(2)ではどうだろうか。

65歳から70歳までの間、夫は年金額より低い賃金で働きながら、預貯金から赤字分を補って、どうにか家計をやりくりしていく。

大きな変化が訪れるのは、年金を受け取り始めた70歳の時点。月あたり15万円だった年金は、42%増の21・3万円に増額される。すると、どうなるか。

パターン(1)では大幅な赤字だった妻の介護費などの負担も、小幅な赤字で済むようになった。そして、パターン(1)とまったく同じ出来事で計算しているにもかかわらず、子供から援助されることは一度もなく、破綻をまぬかれている。

最後には、83歳時点で亡くなった妻の葬儀費用に80万円を出費しても、85歳時点での預貯金が430万円残っている。スタート時点の500万円と比較してみても、遜色のない金額だと言えるだろう。

社労士でFPの井戸美枝氏は、こう話す。

「繰り下げ受給は、国民年金だけ、厚生年金だけと切り分けて行うこともできますし、夫婦でもバラバラに選択することができます。

しかも、70歳まで受給開始を遅らせるのが苦しければ、68歳でも69歳でも、いつでも請求をして年金を受け取り始めることができる。

とにかく、65歳の時点で『まだ年金はもらわない』と決めてしまえば、あとは自分のライフプランに合わせて、月々の受け取り額を増やすことができるのです」

生涯の累計額も考えて

65歳以降も、働けるだけ頑張っ、て、そろそろ無理だと思ったときに、年金を請求すればいい。それくらいゆったりと構えていても、年金は我慢した月あたり0・7%ずつ増えていくのだ。

すべてがバラ色に見える年金の繰り下げ受給。だが、注意点もある。

社労士の林智之氏は、繰り下げ受給を、月あたりの支給額だけでなく、生涯の累計金額で考えることも必要だと指摘する。

「たとえば、70歳までの繰り下げ受給を行うと、5年間は年金を受け取らないわけです。すると70歳時点では、65歳から受け取った人のほうが5年分をすでに多くもらっていることになる。

繰り下げ受給で支給額が42%増になった人の受け取る累計金額が、65歳からもらい始めた人の累計金額を超えるのは、81歳10ヵ月のとき。

累計額の視点で見れば、70歳まで繰り下げた人は82歳まで生きていないと、65歳からもらい始めた人より損をする、というわけです」

もちろん、日々の生活では月々の出費があるのだから、「次の年金支給日に42%増でもらえる」ことには大きなメリットがある。

だが、人生の収支という大きな目で見てみて得になるには、82歳よりも長生きしなければならぬ。自分は、はたして何歳まで生きると想定するのか、熟考する必要があると思う。

ちなみに、繰り下げ受給をした人が65歳から年金をもらい始めた人の累計額を超える年齢を、繰り下げ期間別に計算すると、次のようになる。

- ・66歳から受給→77歳10ヵ月で追い越す。
- ・67歳から受給→78歳10ヵ月で追い越す。
- ・68歳から受給→79歳10ヵ月で追い越す。
- ・69歳から受給→80歳10ヵ月で追い越す。

これに従えば、「自分は80歳までは頑張れる気がするが、あとは運次第だな」と考える人が損をしない繰り下げ受給の仕方は、68歳まで3年間、繰り下げの方法になる。

役所は教えてくれません

さらに、別の視点からも注意が必要だと指摘するのは、前出の長尾氏だ。

「自営業の方などは、国民年金だけにしか加入できません。国民年金は、満額もらっても月あたり6万5000円。さらに掛け金の未納期間があると減額される上、支払期間が25年に満たない人は、そもそも受給資格を得ることができません。

こうした人の助けになるのが『任意加入』です。通常は60歳で終わる掛け金の支払い期間を延ばして、未納期間分を補うことができるのです」

たとえば、20年間だけは掛け金を支払ったという人の場合、支払期間は25年に満たないため、受給資格は得られない。20年間に支払った掛け金はドブに捨てたも同じだ。

そこで任意加入をして残り5年分の掛け金を納めれば、受給資格を得て、年金を受け取ることができるようになる。

「65歳でまだ受給資格が得られない場合は、70歳まで任意加入することも可能です」(長尾氏)

繰り下げ受給を考えたとき、注意が必要なのはここからだ。65歳以降も任意加入で掛け

金を納め、受給資格を得た人が、受給額を少しでも増やそうと、繰り下げ受給を行おうと考えたとする。

ところが、繰り下げが行えるのは、受給資格を得た翌年から。もし69歳でようやく資格を得たとすれば、繰り下げによる増額は一切、適用されなくなってしまう。

「こうしたことを防ぐには、掛け金の後納制度を利用するとよいでしょう。過去5年以内に納め忘れた掛け金がある場合は、あとから納めることができます。少しでも早く受給資格を得られれば、繰り下げ受給を併用して、多少なり年金額を増やせるのです」(長尾氏)

自分は何歳まで生きるのか。これまで何年間、掛け金を払ってきたのか。来し方行く末に注意しながら時機を選べば、70代、80代と以後の生活が楽になるのが、繰り下げ受給だと言える。

時が来れば、普通にもらって、普通に生活していけばいい。年金について、そんな風に考えている人も多いだろう。しかし、ちょっとした工夫をするだけで、70代からの生活の様相は、大きく変わってしまう。

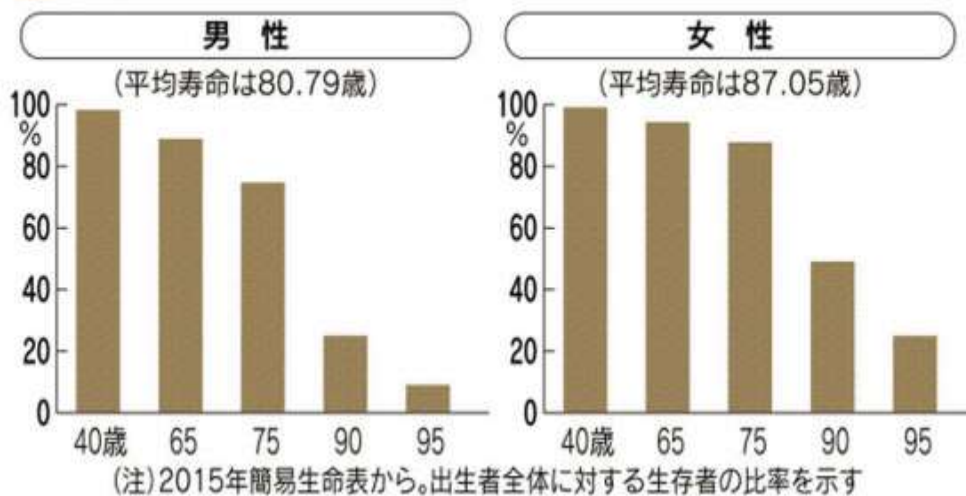
いかにしてうまく年金をもらうか。いずれにしろ必要なのは、自ら事前に情報を集め、知識を蓄えることだろう。少なくとも国も役所も、お得な方法を教えてはくれないのだから。

「トンチン年金」 長生きで受け取り多く得に

[日本経済新聞朝刊 2016年9月14日付]

女性の2人に1人が、男性なら4人に1人が90歳まで生きる時代になった。長い老後生活の大きな心配はお金のことだろう。そんな中、長生きするほど多額の年金を受け取れる「トンチン年金」が注目されている。耳慣れないその年金の考え方を取り入れた年金保険商品がこのほど発売された。公的年金でも長寿の時代に適した受け取り方があるという。探ってみよう。

A 各年齢まで生きている人の比率



「70歳までは企業年金もあるのでなんとかなるが、それ以降は公的年金しかないので老後の生活が不安だ」。そう考えた東京都内の男性会社員(50)は今春、70歳から毎年50万円を終身で受け取る年金保険商品を契約した。日本生命保険が50歳以上を対象に発売した

長寿生存保険「グラン・エイジ」だ。保険料は毎月約4万円で、50歳から70歳まで払い込む。

亡くなるまで年金が約束されているので、一定年齢以上長生きするほど得になる。ただし年金を受け取り始める前に亡くなったときなどは、払い込んだ保険料の7割程度しか戻らない。その分、年金原資を厚くして契約者の長生きに対応するのが特長だ。同社ではこの特長を「トンチン性を高めた」と説明している。

「トンチン」とは17世紀にイタリアのロレンツォ・トンティ氏が考え出したとされる「トンチン年金」に由来する。ごく簡単に言うと、年金保険への加入者が亡くなったとき、その遺族に対する保険金などは支払わず、その分は生きている他の加入者の年金原資に回すという仕組みだ。このため加入者は長生きするほど、多くの年金を受け取れるようになる。逆に年金を受け取る前に亡くなれば、保険料は掛け捨てだ。

B トンチン年金の基本的な考え方



■ 「滑り出し順調」

米国などではこのような保険商品がかねて販売されている。日本では「契約者に理解してもらえないか不安」(保険会社)といったことから例がなかった。そんな中、日生は「人生100年時代の備えとなる商品が必要」と考え、早く亡くなると掛け捨てという極端な形にはせず、今春から売り出した。発売後3カ月で契約件数は約1万4千件。「想定の数で順調な滑り出し」という。

ただ、だれにでも理想的な商品とは言い難い。先ほどの会社員の契約では、89歳以上生きないと受け取る年金の累計額が払い込んだ保険料総額を上回らない。家計に余裕のある人向けの商品だろう。

ファイナンシャルプランナー(FP)の内藤真弓氏は「長い老後に向けては、手元のお金をしっかり増やしていくことが重要。そのための商品として優れているかどうかは他の商品とも比較して判断すべきだ」と指摘する。超低金利に対応するためには、よりトンチン性を高めた商品なども求められそうだ。

民間の年金保険は任意で加入するのに対し、公的年金はすべての人が加入することになっている。公的年金は終身で支給されるため、もとより長寿に対応していると言えるが、受け取り方を工夫すれば、より長寿の不安を減らせる可能性がある。

社会保険労務士の沢木明氏は現在66歳。65歳から受け取れる厚生年金と基礎(国民)年

金はまだ受け取っていない。「70歳で請求するつもりだ」と話す。

というのは、公的年金には66歳以降に繰り下げて受け取ると、その期間に応じて年金額が増える仕組みがあるからだ。66～70歳までの間で1カ月刻みで受け取りを遅らせることができる。金額は1カ月繰り下げごとに0.7%増える。1年遅らせれば8.4%増、70歳まで待てば42%増にもなる計算だ。

沢木氏が65歳で受け取れる年金額は厚生年金と基礎年金合わせて年約200万円。これが70歳から受け取るようにすれば、約280万円になる見通しだ。「将来は夫婦で老人ホームに入るつもりで、それに備えるためにも年金額は少しでも増やしておきたい。70歳まで年金がなくても暮らしていけるように、今の仕事を続ける」と語る。

65歳から本来の額で受け取る場合と、42%増しで70歳から受け取る場合を比べてみよう。受け取った累積の年金額は81歳ごろに両者同じとなり、それ以上生きれば後者の方がどんどん増えていく。老後の当面の資金にメドがついているなら検討に値する。

C 公的年金を65歳よりも繰り下げて受け取ると…



(注)金利などは考慮しない単純計算、沢木社労士事務所の協力で作成

■繰り下げ検討も

公的年金には遺族給付といった仕組みもあるが、基本は生きている間に受け取る設計。おのずと長生きした方が得という「トンチン性」はある。繰り下げ受給はトンチン性をさらに生かす受け取り方とも言える。

繰り下げの手続きについても説明しておこう。会社員として厚生年金に加入していた人などには65歳になるころ、日本年金機構から「年金請求書」が送られてくる。

ここには「基礎年金だけ繰り下げる」「厚生年金だけ繰り下げる」という繰り下げ希望欄がある。どちらかを望む人はそこにマルを付けて提出する。両方繰り下げる人は請求書自体を提出せず、66歳以降で自分が望む時期になって手続きすればよい。詳しくは年金事務所にお問い合わせよう。

長い老後に向けては貯蓄や年金などで対応するのが基本になるだろう。ただ、FPでもある沢木氏は「年金生活に入れば月1万円の違いは大きい。公的年金の受け取りを遅らせ、額を少しでも増やすためにも、できるだけ長く楽しく働けるようにして賃金で暮らせる期間を延ばしたい」と話している。(編集委員 山口聡)

